

鎌倉静養館（後援会）会則

（平成26年10月1日より施行）

（名称）

第1条 この会は鎌倉静養館（後援会）（以下この会という）という。

（事務局）

第2条 この会の事務局は鎌倉市稲村ガ崎3-13-53
社会福祉法人鎌倉静養館内におく。

（目的）

第3条 この会は「鎌倉静養館」を後援することを目的とする。

（事業）

第4条 第3条の目的を達成するために会員を募集し次の活動を行う。

（1）募金活動

（2）その他この会の目的を達成に必要な諸活動

（会員）

第5条 この会の会員は個人会員及び団体会員とする。

（1）個人会員 年額 3,000円以上を継続して寄付する方

（2）団体会員 年額 10,000円以上を寄付する団体

代表 社会福祉法人鎌倉静養館
理事長 西崎猛之

以上

事務局

軽費老人ホーム鎌倉静養館（後援会）

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 3-13-53

tel 0467-22-3245

fax 0467-25-0014